

地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付要綱

平成 27 年 2 月 6 日消教地第 52 号
平成 27 年 4 月 1 日消教地第 133 号
改正 平成 28 年 1 月 20 日消教地第 18 号
改正 平成 28 年 8 月 3 日消教地第 98 号
改正 平成 29 年 1 月 24 日消教地第 13 号
改正 平成 30 年 2 月 1 日消教地第 33 号
改正 平成 30 年 3 月 28 日消教地第 71 号

（通則）

第 1 地方消費者行政推進交付金（一般会計）（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 この交付金は、都道府県及び市町村等（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）の消費者行政推進のために必要な経費を交付し、消費生活相談体制の維持・充実（消費生活センター等の整備、消費生活相談員の確保・増員や処遇改善、消費生活相談の質の向上を図るための取組等）、消費者問題解決力の高い地域社会作り（地域の見守りネットワークの推進、地域のリーダー育成、消費者教育・啓発の推進等）等による消費者行政推進に向けた地方公共団体の取組、及び消費者庁長官が別に定める国が提案する政策テーマに対応した地方公共団体の先駆的な取組（以下「先駆的事業」という。）を支援することにより、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的とする。

（交付先）

第 3 交付金は、消費者庁長官が都道府県知事に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付対象経費）

第 4 交付金は、平成 30 年 3 月 28 日付消教地第 72 号消費者庁長官通知の別紙「地方消費者行政推進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づいて都道府県が行う交付金の管理、支出等に係る事業（以下「交付金事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

2 交付対象経費の区分、対象経費及び交付率は別表のとおりとする。

（交付額の算定方法）

第 5 交付金の交付額は、都道府県知事からの申請内容（都道府県及び管内市町村において予定する事業の内容及び支出予定額）を踏まえ、予算額の範囲内で消費生

活相談体制の維持・充実、消費者問題解決力の高い地域社会作りによる消費者行政推進に向けた地方公共団体の取組等、及び先駆的事業の実施のために必要とする経費について決定する。

なお、都道府県毎の総額の限度額（先駆的事業を除く。）については、以下に掲げる（i）、（ii）及び（iii）により算定された合計額（ただし、千円未満は切り捨てるものとする。）とする。

また、地方消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）残高がある都道府県の基金残高を踏まえ、交付金の交付額を変更することができる。

ただし、上記の限度額より申請額が少なく余剰が生じた場合等には、都道府県の交付金等の活用状況を踏まえ、予算の範囲内で限度額を変更することができる。

また、先駆的事業の留保額については、消費者庁長官が別に定めるものとし、予算額よりも各都道府県知事から申請を受けた事業の実施に必要な経費の合計額が多い場合は、各事業の実施に必要な経費について、予算額を事業の実施に必要な経費の合計額で除した割合により按分した額を交付するものとする。

（i）定額分 「地方消費者行政強化作戦」（平成27年3月24日付け消教地第117号。以下「強化作戦」という。）の達成状況に応じ以下の①、②の合計額を配分する。

① 消費生活センター設置率ごとの定額分

（1）人口5万人以上市町	100%	480万円
	100%未満	250万円
（2）人口5万人未満市町村等	50%以上	480万円
	50%未満	250万円

② 消費生活相談員配置率ごとの定額分

100%	240万円
75%以上 100%未満	100万円
50%以上 75%未満	50万円

（ii）底上げ分 財政力指数が以下の①、②の都道府県にそれぞれ定額を配分する。

① 0.3以上0.4未満	200万円
② 0.3未満	400万円

（注1）強化作戦の達成状況は、原則、交付額を決定する年の状況を都道府県に確認するものとし、確認できない場合は直近の「地方消費者行政の現況調査」（以下「現況調査」という。）で判断するものとする。

（注2）上記の「財政力指数」とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準

財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。

$$(iii) \text{ 変動分} \quad X \text{ 円} \quad \times \quad \frac{\text{都道府県 } i \text{ の人口} \times \alpha_i \times \beta_i \times \gamma_i}{\sum (\text{都道府県 } j \text{ の人口} \times \alpha_j \times \beta_j \times \gamma_j)}$$

X 円：消費者庁長官が別に定める額－（上記（i）＋（ii））－消費者庁長官が別に定める先駆的事業の留保額

都道府県 i：当該都道府県

都道府県 j：各都道府県

α_i ：消費生活相談員（常勤職員を除く。）の雇止めに係る乗率。

消費生活相談員に係るいわゆる「雇止め」をしている地方公共団体については 0.95 とする。

(注3) 上記の「雇止め」とは、条例、規程等（人事等の内部規程を含む。）

において、非常勤職員等として任用する消費生活相談員について任用回数に上限を設け、上限を超えた場合には同一者を任用しないという規定、若しくは同様の効果を持つ規定を置いている場合、又は一定の任用回数を超えた者を再度任用しない人事慣行が確認される場合をいう。任用回数に上限が設けられている場合でも、任用回数の上限を超えた後に、客観的な能力実証を行った結果として同一者の再任用が可能な場合は「雇止め」に該当しないが、その際、空白期間を設けないことが求められる。

(注4) 都道府県 i 管内で複数 (X1) の地方公共団体が雇止めを実施している場合、0.95^{X1} として算出する。

(注5) 「雇止め」の有無は原則、直近の状況を都道府県に確認するものとする。

β_i ：都道府県 i 及び都道府県 i 管内市町村等の消費生活相談員の平均報酬額の引き上げに係る乗率。都道府県 i 及び都道府県 i 管内市町村等の消費生活相談員の平均報酬額の増減により、表 1 に該当する値とする。

表 1：消費生活相談員の処遇改善の取組

	平均報酬額	乗率 β_i
A	前年比減	0.9
B	前年比同	1.0

C	前年比増	1.1
---	------	-----

(注6) 平均報酬額は直近の現況調査で判断する。

γ_i : 都道府県 i における地方消費者行政推進交付金等を活用した事業の効果に係る乗率。下記により算出される、指標ア～ウに基づく評価点の合計により表2に該当する値とする。

表2：事業の効果

	評価点合計	乗率 γ_i
A	3	1.09
B	2	1.06
C	1	1.03
D	0	1.00

指標ア センター設置カバー率上昇幅

各都道府県において、センター設置済市町村等の管内人口の合計を当該都道府県の管内人口で除したもの（以下「センターカバー率」という。）。そのうち、センターカバー率が直近で100%に達した都道府県（①）を除き、センターカバー率の基準年（平成21年）から直近の上昇幅（%ポイント）の大きい順に並べる。この序列における上位10都道府県（②）に加え、①に該当する都道府県が本指標において評価点1を得るものとする。

指標イ 相談員配置カバー率上昇幅

各都道府県において、相談員配置済市町村等の管内人口の合計を当該都道府県の管内人口で除したもの（以下「相談員カバー率」という。）。そのうち、相談員カバー率が直近で100%に達した都道府県（①）を除き、相談員カバー率の基準年（平成21年）から直近の上昇幅（%ポイント）の大きい順に並べる。この序列における上位10都道府県（②）に加え、①に該当する都道府県が本指標において評価点1を得るものとする。

指標ウ 相談分担率

各都道府県において、都道府県が受け付けた相談件数と管内市町村等が受け付けた相談件数の合計のうち、管内市町村等が受け付けた相談件数の比率。その数値の直近分を比較し、その比率が大きい上位10都道府県が本指標において評価点1を得るものとする。

(注7) 本乗率については、特段の事情がある場合を除き、原則として3年ごとに見直しを行うものとする。

(注8) 本乗率については、直近の現況調査で判断するものとする。

(交付申請)

第6 都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別紙様式1）に関係書類を添えて、消費者庁長官が別に定める日までに消費者庁長官に申請するものとする。

2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第7 消費者庁長官は、第6の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、交付金の交付を決定するものとし、交付金の交付を決定したときは、交付金交付決定通知書（別紙様式2）により、都道府県知事に通知するものとする。

2 第6の規定による交付申請書が消費者庁に到達してから交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第8 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した申請書（別紙様式3）を消費者庁長官に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 交付金事業内容の変更及び経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、その旨を記載した申請書（別紙様式4）を消費者庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- (3) 交付金事業を中止し、又は廃止する場合には、その旨を記載した申請書（別紙様式4）を消費者庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。
- (4) 交付金に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式5による調書を作成し、これを交付金事業の完了の日（中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 交付金は善良な管理者の注意をもって管理し、第2の目的に反して、交付金を出し、処分し、及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県知事は、毎年度交付金事業に係る決算終了後速やかに、別紙様式6による交付金事業実施状況報告を消費者庁長官に提出しなければならない。また、交付金事業の遂行及び支出状況について消費者庁長官の要求があったときは、速やかに別紙様式6による交付金事業実施状況報告を消費者庁長官に提出しなければならない。
- (8) 交付金を活用して行われる交付金事業の完了後には、交付金の残余額を国庫に返還しなければならない。
- (9) 上記のほか、交付金の管理、支出、交付金事業の実施、精算手続については、地方消費者行政推進事業実施要領の定めによるところとする。

（事業遅延の報告）

第10 都道府県知事は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別紙様式7による事故報告書を消費者庁長官に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11 この交付金の事業実績報告は、都道府県における全ての交付金事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日から起算して1か月を経過した日又は交付金事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式8及び9による報告書を消費者庁長官に提出して行わなければならない。ただし、交付金対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、事業年度終了実績報告は、翌年度の4月30日までに別紙様式10及び11による報告書を消費者庁長官に提出して行わなければならない。

2 第6第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

（交付金の額の確定及び返還）

第12 消費者庁長官は、第11の事業実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結

果が交付金の交付の決定の内容（第9（1）に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

- 2 消費者庁長官は、第11の事業実績報告に基づき交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を付して、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該地方公共団体が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第13 都道府県知事は、第12第1項の規定に基づく交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式12による報告書により速やかに消費者庁長官に報告しなければならない。

- 2 消費者庁長官は、前項の報告を受けた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、第12第3項の規定を準用する。

（交付金の支払）

第14 交付金は、第12の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別紙様式13による概算払請求書を消費者庁長官に提出しなければならない。
なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定に基づき、財務大臣との協議が整った日以降とする。

（是正のための措置）

第15 消費者庁長官は、第11の事業実績報告を受けた場合において、交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを都道府県知事に対して命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第16 消費者庁長官は、第9（3）の交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 交付金事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく消費者庁長官の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 交付金事業実施主体が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 交付金事業実施主体が、交付金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 消費者庁長官は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部を国庫に返還することを命ずるものとする。
- 3 消費者庁長官は、第1項(1)から(3)までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の管理等)

- 第17 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 交付金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに交付金事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、消費者庁長官の承認を受けないで、この交付金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 3 前項において、消費者庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付せることがある。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

- 第18 都道府県知事は、交付金事業を行う市町村等に交付金を交付するときは、第4、第7から第17までに準ずる条件を付さなければならない。

(間接交付金の支払)

- 第19 都道府県知事は市町村等から支払請求があった場合であって第14に規定する支払を受けたときは、遅滞なく、間接交付金を市町村等に支払わなければならない。

(その他)

- 第20 特別の事情により、第5、第6及び第11に定める算定方法、手続によるこ

とができない場合には、消費者庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則（平成 30 年 3 月 28 日消教地第 71 号）

この要綱は、改正の日から施行する。ただし、第 11 は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

【地方消費者行政推進事業】

区分	対象経費	交付率
1. 消費生活相談機能整備・強化事業		
①消費生活センター等の整備	消費生活センター等の新設、増設、拡充を図るために必要な事務所の設置、事務所の賃料（共益費その他これに類する経費を含む。以下同じ。）、事務所の改修、機材・事務用機器の設置、機材・事務用機器の賃料、執務参考資料購入、先行事例調査に要する謝金及び旅費、消費生活センター等に関する住民への周知に係る経費及び消費生活センター等の整備等の消費者行政の充実・強化の効果を把握するための調査経費	
②消費生活相談対応力強化のための専門家の活用	専門的知識を有する者を活用するために必要な講師謝金及び講師旅費	
③製品関連事故等の原因究明等のための機能強化	商品テスト機器の購入、試買品購入費等の調査費、専門家に商品テストの実施を依頼するための謝金及び旅費並びに商品テストを外部機関に委託するための経費	
④地方苦情処理委員会の開催、あっせん等の強化	委員手当、委員等旅費、講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費及び調査費	
2. 消費生活相談員養成事業	[実務的研修の実施] 実務的研修の開催に必要な講師謝金、講師旅費、会場借料、研修に参加する者の宿泊に係る経費、教材作成・購入、その他管理に係る経費に相当する部分 [実務的研修への参加支援] (法人募集型) 日当、旅費 (自治体参加型) 非常勤職員については、報酬、費用弁償及び社会保険料。任期付短時間勤務職員については、給料、手当及び社会保険料。ただし、報酬及び給料については、一人の職員について、日額1万5千円を上限。	
3. 消費生活相談員等レベルアップ事業	[研修開催] 研修の開催に必要な講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費及び教材作成・購入に係る経費に相当する部分 [研修参加支援] 消費者行政担当者が消費者行政に係る研修に参加するために必要な旅費、研修費及び教材費	
4. 消費生活相談体制整備事業	ア 以下の（a）～（c）に掲げる業務を円滑に実施するための （i）消費者行政担当者（常勤職員を除く。）の勤務時間及び勤務日数の拡大、 （ii）消費者行政担当者（常勤職員を除く。）の配置・増員、 （iii）消費者行政担当者による時間外勤務 に係る経費 （a）消費者安全法第12条の規定に基づく消費者事故等の消費者庁への通知。例えば、消費者からの苦情相談等に係る情報のP I O - N E Tへの入力期間の短縮 等 （b）共通電話番号による全国的な相談窓口のネットワーク（消費者ホットライン）に参加することにより増加が見込まれる消費者からの苦情相談への対応。例えば、増加する相談に対応するために相談員を増員する 等 （c）相談分野の拡大など消費者行政の強化。例えば、新たな分野の相談対応の実施、休日相談の実施、消費生活センター等で実施する相談員養成のための実務的研修において、相談員が研修参加者へ助言・指導を行うこと、事業者指導・法執行機能の強化 等 イ 以下の（a）～（c）に掲げる業務を円滑に実施するための消費者行政担当者（常勤職員を除く。）の報酬引上げに係る経費 （a）苦情相談における「あっせん」の実施 （b）管内の消費生活相談員等に対する助言・指導 （c）アの（a）のうち、重大事故その他の消費者事故等の情報の分析に関する業務等 ウ 非常勤職員に対しては、報酬、費用弁償、社会保険料（雇用主負担分）、時間外勤務手当。任期付短時間勤務職員に対しては、給料、手当、社会保険料（雇用主負担分）、常勤職員に対しては、時間外勤務手当。	定額

(別表)

区分	対象経費	交付率
5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等における消費生活相談等の体制整備やその水準向上に向けた取組を支援するために都道府県が実施する事業で、1. の事業内容に準ずるものについては、1. を準用 ・市町村等の取組を支援するための消費者行政担当者については、4. を準用 	
6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	消費生活相談員等の雇入れ等の経常的な経費を除き、当該事業の実施に必要な経費	
7. 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	当該事務に要する経費として明確に区分されるもの	

(別紙様式1)

第 号
平成 年 月 日

消費者庁長官 ○○ ○○殿

都道府県知事 ○○ ○○

地方消費者行政推進交付金（一般会計）の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- | | | |
|---------------------|---|----|
| 1 交付申請額 | 金 | 千円 |
| 2 交付金事業経費所要額調書（別紙1） | | |
| 3 先駆的事業計画書（別紙2） | | |
| 4 関係書類 | | |
| （1）歳入歳出予算（見込み）書抄本 | | |
| （2）その他参考となる書類（別添） | | |

(別紙1)

交付金事業経費所要額調書

交付金事業に要する経費 の支出予定額	第5により算出された合計 額	交付金所要額
千円	千円 (消費者庁記入欄)	千円 (消費者庁記入欄)

交付金事業に要する経費の支出予定額詳細

主な経費区分	支出予定額
1. 消費生活相談体制の維持・充実	千円
2. 消費者問題解決力の高い地域社会作り	千円
3. その他消費者の安全・安心確保のための事業 (先駆的事業等)	千円
※先駆的事業の内訳については、消費者庁が別に定める様式に 記載。	

(注) (交付金の算定方法) 第5の算定の際の参考とする。

(事業を実施する地方公共団体名)
事業計画書

1. 政策テーマ

2. 事業名

3. 事業内容（目的、実施方法、期待される事業効果など）

(1) 目的

(2) 事業概要

(注) 実施方法（直轄、委託など）、主催者・協力者（実行委員会などを含む）、規模（参加者の数・属性、出展の数・内容など）を始め、消費者庁長官が別に定める通知に記載されている事業内容に合致する取組であるかを判断するため、可能な限り具体的に記載すること。

(3) 事業効果

①アウトプット

(注) 期待される事業の実施結果を記載すること。（イベントであれば参加人数や開催回数など）

②アウトカム

(注) 1. アウトプットからもたらされる事業実施による成果を記載すること。
(イベントであれば、参加者の理解深化や参加者の周囲の者への波及効果など)

2. 定性的な記述であっても構わない。

4. 事業の収支（予算ベース）

歳入	歳出
<p>※協賛金等がある場合は、記載すること。</p>	

(注) 事業計画書は、事業ごとに作成すること。

地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付決定通知書

○○（都道府県）知事 殿

平成○○年○○月○○日付け第○号で申請のあった地方消費者行政推進交付金（一般会計）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成○○年○○月○○日

消費者庁長官

印

- 1 交付金の交付の対象となる経費は、平成○年○月○日付消教地第○号消費者庁長官通知の別紙「地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第4に定める経費である。
- 2 交付金の額は、次のとおりである。ただし、交付対象経費の内容が変更された場合において、交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

交付金の額 金 千円

- 3 この交付金は、交付要綱第8から第10までに掲げる事項を条件として交付するものである。
- 4 交付対象事業に係る実績報告は、交付要綱第11に定めるところにより行わなければならない。
- 5 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げができる期限は、平成○○年○○月○○日とする。

(別紙様式3)

第 号

平成〇年〇月〇日

地方消費者行政推進交付金（一般会計）申請取下届出書

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のありました標記交付金については、下記のとおり不服があるので、地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付要綱第8の規定に基づき、交付申請を取り下げます。

記

- 1 交付申請年月日及び番号
- 2 交付金の額
- 3 不服のある交付の決定の内容又は交付決定に付された条件
- 4 取り下げる理由

(別紙様式4)

第 号

平成〇〇年〇月〇日

地方消費者行政推進交付金（一般会計）変更（中止又は廃止）承認申請書

消費者庁長官 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付要綱第〇（〇）の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更（中止又は廃止）の内容
- 2 変更（中止又は廃止）を必要とする理由
- 3 変更後の交付金事業に要する経費、交付対象経費及び交付金の配分額
(新旧対比)
- 4 その他参考となる書類
- 5 同上の算出基礎

（注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(別紙様式5)

地方消費者行政推進交付金（一般会計）調書
平成〇〇年度 内閣府所管

国		都道府県						備考	
歳出 予算 科目	交付 決定 額	歳入			歳出				
		科 目	予 算 現 領	収 入 見込額	科 目	予 算 現 領	支 出 済 額		

(記入要領)

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 「都道府県」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 交付金分について記載すること。

(別紙様式6)

第 号

平成〇年〇月〇日

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付要綱第9（7）に基づく交付金事業
実施状況報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり提出する。

1 交付金事業実施状況報告

別紙のとおり

2 関係資料

（1）当該年度の歳入歳出決算（見込み）書抄本

（2）その他参考となる資料

(別紙様式7)

第 号

平成〇〇年〇月〇日

地方消費者行政推進交付金（一般会計）事業事故報告書

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号で交付決定を受けた標記交付金事業について、下記の事故が発生したので、地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付要綱第10の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 交付金事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 交付金事業の遂行及び完了の予定
- 6 添付書類
事故に係る事業の種目ごとに上記の各項目が分かる資料

(別紙様式8)

第 号
平成〇年〇月〇日

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

地方消費者行政推進交付金（一般会計）の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- | | | |
|-------------------|---|---|
| 1 交付精算額 | 金 | 円 |
| 2 交付金事業実施状況調書（別紙） | | |
| 3 関係書類 | | |
| （1）歳入歳出決算（見込み）書抄本 | | |
| （2）その他参考となる書類 | | |

(別紙)

交付金事業実施状況調書

事業名	実施期間	支出状況	事業実施状況	支出額うち 市町村等事業
1. 消費生活相談 機能整備・強化事 業		円		円
2. 消費生活相談 員養成事業		円		円
3. 消費生活相談 員等レベルアップ 事業		円		円
4. 消費生活相談 体制整備事業		円		円
5. 市町村等の基 礎的な取組に対す る支援事業		円		円
6. 地域社会にお ける消費者問題解 決力に関する事業		円		円
7. 消費者安全法 第47条第2項の規 定に基づく法定受 託事務		円		円
合計額		円		円

(別紙様式9)

(事業実施地方公共団体名)

先駆的事業実績報告書

1. 政策テーマ

2. 事業名

3. 事業実施結果

(1) 事業実施結果

(注) 実施方法（直轄、委託など）、主催者・協力者（実行委員会などを含む）、
参加者の数及びその属性、出展の数及びその内容などを始め、消費者庁長官
が別に定める通知に記載されている事業内容に合致する取組であるかを判断
するため、可能な限り具体的に記載すること。

(2) 事業効果

- ①アウトプット
- ②アウトカム

(3) 今後に向けた課題

4. 年度に実施する先駆的事業に係る支出額（実績） 千円

5. 事業の収支（決算ベース）

歳入	歳出
	事業経費 千円
	うち、交付金対象経費 千円
	（細目）
	・会場借料 千円
	・
	・
※協賛金等がある場合は、記載すること。	・

(注) 1. 先駆的事業実績報告書は、事業ごとに作成すること。

2. 調査報告書等その他参考になる資料を添付すること。

(別紙様式10)

第 号
平成〇年〇月〇日

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

地方消費者行政推進交付金の事業年度終了実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| 1 年度内実施額 | 金 | 円 |
| 2 交付金事業年度終了実施状況調書（別紙） | | |
| 3 関係書類
参考となる書類 | | |

(別紙)

交付金事業年度終了実施状況調書

事業名	実施期間	年度内実施額	事業実施状況	年度内実施額 うち市町村等 事業
1. 消費生活相談 機能整備・強化事業		円		円
2. 消費生活相談 員養成事業		円		円
3. 消費生活相談 員等レベルアップ 事業		円		円
4. 消費生活相談 体制整備事業		円		円
5. 市町村等の基 礎的な取組に対する 支援事業		円		円
6. 地域社会における消費者問題解 決力に関する事業		円		円
7. 消費者安全法 第47条第2項の 規定に基づく法定 受託事務		円		円
合計額		円		円

(別紙様式11)

(事業実施地方公共団体名)

先駆的事業年度終了実績報告書

1. 政策テーマ

2. 事業名

3. 年度内事業実施結果

(注) 実施方法(直轄、委託など)、主催者・協力者(実行委員会などを含む)、参加者の数及びその属性、出展の数及びその内容などを始め、消費者庁長官が別に定める通知に記載されている事業内容に合致する取組であるかを判断するため、可能な限り具体的に記載すること。

3. 今年度の先駆的事業に係る実施額 千円

4. 実施額内訳

歳入	歳出
	事業経費 千円
	うち、交付金対象経費 千円
	(細目)
	・会場借料 千円
	・
	・
※協賛金等がある場合は、記載すること。	・

(注) 1. 先駆的事業年度終了実績報告書は、事業ごとに作成すること。

2. 調査報告書等その他参考になる資料を添付すること。

(別紙様式12)

第 号

平成〇年〇月〇日

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

地方消費者行政推進交付金（一般会計）に係る消費税等仕入控除税額報告書

平成〇〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号で交付決定を受けた標記交付金について、地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付要綱第13第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付要綱第12第1項の規定による交付

金の額の確定額

（平成〇〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号による額の確定通知額）

金 円

2 交付金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円

4 交付金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） 金 円

5 添付書類

※事業実施主体ごとの内訳資料その他参考となる資料記の各項目が分かる資料

(別紙様式1-3)

第 号
平成〇年〇月〇日

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

地方消費者行政推進交付金概算払請求書

平成 年 月 日付消教地第〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記により金 円を概算払によって交付を受けるため、地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付要綱第14第2項の規定により、下記のとおり請求する。

区分	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残高 A- (B+C)	事業完了予定 年 月 日
	円	円	円	円	